

道有財産等有効活用促進会議 道有財産等有識者会議開催要領

(目的)

第1条 道有財産等有効活用促進会議開催要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、道有財産の有効活用の促進など、幅広い見地から助言等を聴取するため、道有財産等有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 会議は、道有財産等の有効活用を促進するため、次の事項について検討する。

- (1) 庁舎の建替等（改修、集約改築、他施設利用等）及びその後の土地利用や財源対策に関する事項
- (2) 未利用地、低利用地の利活用策や処分困難財産の処分方法、安定した収入確保に関する事項
- (3) その他、道有財産等有効活用に関して必要な事項

(構成)

第3条 会議は、建築、土地利用、経営等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(運営)

第4条 会議は、総務部次長が招集し主催する。

2 会議には、座長を置き、総務部次長が指名する。

3 座長は、会議の議事進行を図る。座長が不在の場合は、予め座長が指名した構成員がその職務を代行する。

4 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、北海道総務部行政局財産課に置く。

2 会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総務部次長が定める。

附則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

別表

道有財産等有識者会議構成員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属・役職
伊藤 一三	(公社) 北海道宅地建物取引業協会 会長
宇野 二郎	北海道大学公共政策大学院 教授
太田 祐介	(一財) 日本不動産研究所北海道支社 次長
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小笠原 圭奈子	弁護士
西村 宣彦	北海学園大学経済学部 教授
森 傑	北海道大学大学院工学研究院 教授